

V 生徒指導関係〔本校の生徒としての約束事項〕（全日制）

本校生徒として、ふさわしい行動の基準を定めたものに「生徒心得」があります。その中から新入生用として、高校生活に必要なと思われる事項を抜粋しました。よく読んで入学の準備・心構えなどを整えておいてください。

- 1 高校生としての本分を守り、自主的・積極的な学習態度、つまり「やる気」をもって学校生活にのぞんでください。そして実力と良識を持った社会人となることを目指してください。
- 2 服装の規定は、次の通りです。必ず守ってください。

（1）制服（冬・夏）

- 男子は、黒色詰襟とし、左襟に校章バッジ、右襟に科別バッジ（ネジタイプ）（M・K・E・D）をつけてください。変形した制服を着用してはいけません。パーカーの着用は禁止です。
- 女子は、本校指定の制服を着用し、左胸に校章・科バッジ（ピンタイプ）をつけてください。スカート（スラックス）の丈、裾まわりなどは、標準寸法とし、変形したものは着用してはいけません。
- 男女とも学生服の下に着用するシャツは、白のYシャツを原則とします。
- 夏季には男女とも、校章ワッペン付きの長そで、または半そでの、白のYシャツを原則とします。

（2）履物 通学は、革靴（黒・茶）または運動靴に限ります。この他に体育館用シューズ、グラウンドシューズ、日常用上履等の規定があります。

（3）カバン 通学は、学生用カバン、または黒・紺等のスポーツバッグ・リュック・3ウェイバッグとします。

- 3 頭髪 頭髪は、きちんとした髪型とします。染髪及び華美・変形な髪型は禁止します。
- 4 所持品 学業に必要なもの以外は持ってこないでください。所持品・学用品には、科名、学年氏名を明記し、自分で管理してください。

5 特に慎むべき行為

学校の内外を問わず、喫煙・タバコ所持・ライター所持・飲酒・薬物乱用・無断借用・万引き・窃盗・暴力行為・いじめ行為・深夜外出など、高校生にふさわしくない行為を行った場合は、特別指導の対象となります。

6 運転免許

バイクや自動車の交通事故は、死亡事故や長期入院に至る事故につながります。このようなことは、本人はもとより、家族にとっても非常に残念なことです。本校は、「スタートかながわ」の考え方に沿って交通安全教育を行い、交通事故を1件でも少なくするための取組を行っています。その中で、二輪車の免許取得については、次のような取り決めとなっています。

- ① 運転免許は無断で取得しないこと。
- ② 運転免許の取得は、保護者と生徒本人で十分に話し合った後、取得すること。
- ③ 運転免許取得後は、速やかに「運転免許取得届」を担任に提出すること。
- ④ 運転免許取得者はヤングライダースクールなどに参加すること。
- ⑤ 暴走行為や危険な走行などは、絶対にしないこと。

7 自転車通学

所定の手続きによって「自転車通学」を承認し、ステッカーを発行します。自転車通学する生徒は自転車保険に加入してください。(バイク・自動車での通学は禁止です。)

8 アルバイト

やむを得ずアルバイトをする場合は、学業に支障のないようにするとともに、健全・安全な職種と保護者の許可を得て学級担任に届けてください。

以上主な点をあげましたが、生徒としての心得の詳細は、『生徒手帳』をよく読み、有意義な高校生活を送れるように心掛けてください。

追 記

- 貴重品の管理は、各自責任を持って行ってください。
- 登校してからの外出は、特別な理由のない限り許可されません。
- 各教室には、個人用のロッカーがあります。実習服や体育着等を入れるためのものです。ロッカーや下駄箱は施錠し、予備の鍵は、学級担任に預けてください。